

< 18-13 >

2018年8月

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成30年7月31日付「保医発0731第3号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、平成30年8月1日より、下記検査項目の検体検査実施料が新規適用となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■新たに検査料算定が可能となった検査項目

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
BRAF遺伝子検査 〔PCR-rSSO法〕	2,100 点	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 ハ K-ras 遺伝子検査	尿・糞便等 検査

- (1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。(ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次の遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。) また、PCR-rSSO法を用いてBRAF遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」のK-ras遺伝子検査の所定点数を算定する。

ア～カ (略)

キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査、RAS遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査

(2)～(5) (略)

以上